

4. その他 周知事項

トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組等を以下に掲載いたします。
委員の皆様の積極的な参画と関係する会員や事業者等への周知をお願いいたします。

(1) 異常気象時における輸送の安全確保について

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛てに要請文書を発出しております。

また、全日本トラック協会HPでは気象情報や道路情報等を掲載しております。

○全日本トラック協会 HP

<https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>

<https://jta.or.jp/member/bath.html>

(2) 標準的な運賃について

国土交通省では令和2年4月24日に「標準的な運賃」の告示を行いました。

荷主と運送事業者の「取引の適正化」を図るためには、運送事業者が「標準的な運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人件費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていく上で必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠となります

(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html)。

また、「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和5年法律第62号）」により、トラック運転者に対する時間外労働規制が適用される令和6年3月までの間の時限措置として創設された「標準的な運賃」制度の期限が「当分の間」延長されています

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000115.html)。

なお、昨年8月に「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000117.html) を立ち上げ、運賃水準の引き上げや荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示する等の提言をうけて、現在見直しを進めております。

(3) 適正な運賃收受のための荷主周知活動について

今般の燃料価格等の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、改めて、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金の見直しをお願いいたします。

また、取りわけ貨物自動車運送事業者にも大きく関係する以下の施策を含めた「転嫁円滑化施策パッケージ」（※1）が令和3年12月に策定されています。

・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りの強化 (https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

・パートナーシップ構築宣言 (<https://www.biz-partnership.jp/>)

・地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の創設

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/220502_setsumei.pdf)

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20230322_sankoushiryou.pdf)

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien/7_gaiyou.pdf)

※1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」（令和3年12月27日付閣議了解別紙2）

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf)

（4）荷主等への要請について

① 国土交通省による荷主等への「働きかけ」

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等（元請けを含む。以下同じ。）に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主の配慮が重要であることについて、理解を求める「働きかけ」を行っており、荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由等がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行うこととなっております。

このような違反原因行為の疑いのある情報の提供先として、従前からの「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口」

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html) に加えて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導等でも情報収集に努めております。

また、荷主等が貨物自動車運送事業者から燃料費等の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、独占禁止法や下請代金法に違反するおそれがあるとともに、上記「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象としております。

さらに、令和5年7月には、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実な元とするため、トラック事業者へのプッシュ型の情報収集や、「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度の執行力強化を目的に国土交通省に「トラック荷主特別対策室」が設置され、全国162名の「トラックGメン」

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html) が発令されています。

② 労働基準監督署による荷主等への要請

発着荷主等に対する取組として、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めることや、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどの要請を実施しています (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29877.html)。

なお、本取組については、改正貨物自動車運送事業法により、令和6年3月までの間の時限措置として創設された荷主への「働きかけ」や「要請」等の制度の期限が「当分の間」延長されております。

(5) 「ホワイト物流」推進運動について

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、国土交通省が『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」(<https://white-logistics-movement.jp/>) を開設しております。

(6) 「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドラインについて

「加工食品」物流ガイドラインは令和3年4月に「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインへ改訂されました。また、その他ガイドラインにつきましても、各輸送品目にそれぞれご活用いただけるような改善策等が示されております。

【加工食品、飲料・酒】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html

【建設資材】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html

【紙・パルプ(洋紙・板紙分野)】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html

【紙・パルプ(家庭紙分野)】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html

(7) 運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)について

制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト(<https://www.untenshashokuba.jp/>) を開設しております。

(8) トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>) を開設しており、とくに荷主や運送事業者等に対する情報を随時掲載しております。

(9) トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの開設について

厚生労働省本省委託事業において、荷主・運送事業者向けに、トラック運転者の長時間労働改善のための労務管理の相談や付随する取引環境の改善の相談に対応することを目的とする「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」

(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation>) を設置しております。

(10) 適用猶予業種への時間外労働上限規制適用周知広報について

令和6年4月1日より、トラック運転者にも時間外労働の上限規制適用が開始されることから、厚生労働省本省委託事業において令和5年6月28日に「適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ」(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>) を開設しました。

併せて、周知広報用動画を制作しており、一般国民向けの動画
(30秒動画：<https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>、
3分20秒動画：https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU)
を令和5年6月28日に公開し、荷主・トラック運送事業者向けの動画
(<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDifCSUA>) を令和5年7月28日に公開しました。

(1) 商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容等の「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく取組について

令和5年3月31日に設置された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において令和5年6月2日に「物流革新に向けた政策パッケージ」(※1)が策定されました。本政策パッケージによる規制措置の導入に先立ち、経済産業省、農林水産省および国土交通省は「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(※2)を策定しております。

さらに、令和4年9月に設置された「持続可能な物流の実現に向けた検討会」において、令和5年8月に「最終とりまとめ」(※3)を公表しております。

※1 「物流革新に向けた政策パッケージ」

(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf

※2 「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(令和5年6月2日)

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612798.pdf>

※3 「持続可能な物流の実現に向けた検討会 最終とりまとめ」(令和5年8月)

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001626756.pdf>